千 葉 県 税 理 士 会 木 更 津 支 部

慶 弔 規 程

千葉県税理士会木更津支部慶弔規程

（目的）

第１条　この規程は，当支部が税理士である会員（支部規約第６条第２項に規定する税理士会員をいう。以下「税理士会員」という。）及びその家族の慶事，弔事，傷病，被災又は業務廃止等に対し祝弔，見舞いの意を表するときに適用する。

（慶事）

第２条　税理士会員が次に掲げる慶事に該当するときは，それぞれ次に掲げるところにより金品を贈り慶賀の意を表する。

(1)　結婚祝　税理士会員が結婚するとき　祝金として３万円

(2)　出産祝　税理士会員又はその配偶者が第一子を出産したとき　祝金として１万円

(3)　長寿祝

イ　税理士会員が満 77 才（喜寿）に達したとき　３万円相当の記念品

ロ　税理士会員が満 88 才（米寿）に達したとき　５万円相当の記念品

(4)　新築祝　税理士会員が事務所の新築（増改築を除く。）をしたとき　祝金として２万円

(5)　受賞祝　税理士会員が叙勲，国又は地方公共団体から表彰を受ける等特別の栄誉に浴したとき　３万円相当の記念品

（弔事）

第３条　税理士会員及びその家族が死亡したときは，それぞれ次に掲げるところにより香典及び供花等を贈り弔意を表する。

(1)　税理士会員 別表１に掲げる支部在籍年数の区分に応じる香典及び供花１基又は供花に準ずるもの

(2)　配偶者　香典５万円及び供花１基又は供花に準ずるもの

(3)　税理士会員の父母，税理士会員の配偶者の父母（税理士会員と同居している者に限る。）又は税理士会員の一親等の卑族　香典２万円及び供花１基又は供花に準ずるもの

（傷病）

第４条　税理士会員が傷病のため入院加療したとき，又は傷病のためおおむね１ケ月程度休務すると認められるときは，見舞金として２万円を贈る。

２　前項より税理士会員が引き続きおおむね３ケ月程度以上休務すると認められるときは，見舞金として更に５万円を贈る。

３　税理士会員の配偶者が傷病のためおおむね１ケ月程度以上の療養をするときは，見舞金として１万円を贈る。

（被災）

第５条　税理士会員が不慮の災害によりその事務所，居宅等に損害を受けたときは，次に掲げるところにより見舞金を贈る。

(1)　全焼又は全壊のとき　20 万円

(2) 半焼又は半壊のとき　10 万円
(3) 小火（ボヤ）等の軽微な損害のとき　１万円
(4) 物置等の附属建物に損害を受けたとき　１万円

（業務廃止・支部退会）
第６条　税理士会員が傷病，老齢等のため，その業務を廃止して退会したときは，別表２に掲げる支部在籍年数の区分に応じ慰労金を贈る。
２　支部在籍年数 20 年以上の税理士会員が他の支部に移動したことにより退会したときは，慰労金として 10 万円を贈る。
３　第１項の適用を受ける税理士会員が前項の適用を受けていた者であるときは，第１項の慰労金より前項の慰労金を控除した金額を贈る。

（支部在籍年数の計算）
第７条　第３条及び前条の支部在籍年数の計算にあたっては，次による。
１　退会した者の支部入会の日から支部退会の日までの期間を暦に従って計算し，支部在籍年数に１年未満の端数が生じたときは，これを１年として支部在籍年数を計算するものとする。
２　前項の支部在籍年数中に他の支部に在籍していた期間がある場合及び支部規約第 42 条において会費の免除を受けた期間がある場合には，前項の期間より除算して支部在籍年数を計算するものとする。

（贈呈の保留）
第８条　会費及び本規程により負担金の納付が遅滞しているときは，その納付を履行するまでは第２条から前条までの贈呈を保留することができる。

（通知）
第９条　税理士会員は，本規程に該当する事由が発生したときは，速やかに支部長にその旨通知するものとする。
２　該当税理士会員が，前項の通知をしなかった時には，その事実を知った他の税理士会員は，本人と支部長にその旨を通知することができる。

（資金及び費用負担）
第 10 条　税理士会員は，本規程の実施に要する費用に充てるために基金として１万円，月額負担金として 1,500 円を拠出しなければならない。
２　支部長は，本規程の実施に要する資金が不足すると認められるときは，必要に応じて負担金を臨時に徴収することができる。
３　本規程に係る会計は，特別会計とする。

（適用の特例）
第 11 条　支部長は，税理士会員の慶弔等に関し，本規程により難いと認められるときは，幹事会の議を経て本規程を弾力的に運用することができる。

（規程の改廃）
第 12 条　本規程の改廃は，定例会の議を経て決定する。

附　則

1　この規程は，平成13年４月２日から施行する。
2　第３条（1）に規定する別表１に掲げる年数は，東京地方税理士会木更津支部の会員であった年数を加算して計算するものとする。
3　第６条に規定する別表２に掲げる年数は，東京地方税理士会木更津支部の会員であった年数を加算して計算するものとする。

附　則（平成13年12月18日）

この改正規定は，平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成24年１月17日）

この改正規定は，平成24年１月17日から施行する。

別表１

区　　分	香 典
支部在籍年数　30年以上	50万円
〃　　20年以上30年未満	40万円
〃　　10年以上20年未満	30万円
〃　　5年以上10年未満	20万円
〃　　2年以上5年未満	10万円
〃　　2年未満	5万円

別表２

区　　分	慰労金
支部在籍年数　30年以上	25万円
〃　　20年以上30年未満	20万円
〃　　10年以上20年未満	15万円
〃　　5年以上10年未満	10万円
〃　　2年以上5年未満	5万円
〃　　2年未満	3万円